

○島田市家具等転倒防止事業実施要綱

平成17年5月5日

告示第131号

改正 令和4年3月31日告示第102号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者や障害者等が居住する家屋内の家具等に転倒防止金具等（以下「金具等」という。）を取り付け、固定することにより地震による被害の軽減を図る家具等転倒防止事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(令4告示102・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において「家具等」とは、家屋内に設置されたたんす、食器棚、冷蔵庫、洗濯機、テレビその他の地震発生時の転倒により生命に危険を及ぼす可能性のある物をいう。

(事業の内容)

第3条 この事業は、次条に規定する対象者の家屋において、市長が委託した者（以下「取付け業者」という。）が、家具等を床、柱、壁等に固定するために金具等を取り付けること（これに付随する軽易な<sup>はり</sup>梁等への補強を含む。）により行うものとする。

2 前項の規定による金具等の取付けは、1世帯につき1回とする。

3 取り付ける金具等の単位は、一の家具に転倒防止のために必要な金具等の総数を1組とし、1世帯につき3組までとする。

(令4告示102・一部改正)

(対象者)

第4条 この事業の対象となる世帯は、次の各号のいずれかに該当する市内の世帯とする。

(1) 65歳以上の者のみの世帯

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている障害者、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156

号)に基づく療育手帳の交付を受けている知的障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け障害等級1級の精神障害者又は介護保険法(平成9年法律第23号)第27条第7項の規定により要介護認定を受け、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)に基づく要介護状態区分が要介護3から要介護5の方を含む世帯

(3) その他前2号に準ずるとして市長が特に認めた世帯  
(事業の費用)

第5条 この事業の費用は、次に掲げるものを除いて市が負担する。

(1) 特殊な金具等が必要となるときの当該金具等の費用

(2) その他市が負担することが適当でないと認める費用

(令4告示102・一部改正)

(申請)

第6条 金具等の取付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、家具等転倒防止事業実施申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。

(令4告示102・一部改正)

(実施の決定)

第7条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、事業実施の可否を決定し、家具等転倒防止事業実施(不実施)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業完了の報告)

第8条 取付け業者は、事業完了後遅滞なく、家具等転倒防止事業完了報告書(様式第3号)により、市長に報告するものとする。

(身分証明書の交付等)

第9条 市長は、取付けに係る委託契約を締結したときは、取付け業者に身分証明書(様式第4号)を交付する。

2 取付け業者は、申請者宅を訪問する際には、身分証明書を常に携帯し、申請者又は申請者と同世帯の者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(令4告示102・一部改正)

(免責)

第10条 市及び取付け業者は、この事業で固定された家具等の転倒等による損害が生じた場合、その賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の公示の日の前日までに、合併前の島田市家具等転倒防止事業実施要綱（平成16年島田市告示第152号）又は金谷町家具等転倒防止事業実施要綱（平成16年金谷町長決裁）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年3月31日告示第102号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されている改正前の様式第1号による家具等転倒防止事業実施申請書は、改正後の様式第1号による家具等転倒防止事業実施申請書とみなす。

様式第1号（第6条関係）

家具等転倒防止事業実施申請書

年 月 日

島田市長

住所

申請者 氏名 ㊟

電話番号

下記の条件の下で、転倒防止金具等の取付けを受けたいので、次のとおり申請いたします。

1 世帯の状況	居住者氏名 (世帯主)	年齢	適用の詳細
2 家屋の所在地	島田市		
3 家屋の所有状況	1 持家 2 借家（※借家の場合は5の承諾が必要です。）		
4 固定を希望する家具等の種類等	1箇所目	2箇所目	3箇所目
5 家主の承諾	私が所有する家屋に、転倒防止金具等を取り付けることを承諾いたします。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 家主又は管理者 <div style="text-align: right;">住所</div> <div style="text-align: right;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></div>		

(取付けの条件)

- 1 取り付ける金具等の単位は、一の家具に転倒防止のために必要な金具等の総数を1組とし、1世帯につき3組までとする。また、テレビ等を固定する専用のバンドその他の特殊な金具等が必要となる場合は、申請者が自費により準備すること。
- 2 借家を明け渡す際には、この事業で取り付けた金具等の取外しを申請者が行うこと。
- 3 市及び取付け業者は、この事業実施後の苦情や紛争に対して、一切の責めを負わないこと。
- 4 市及び取付け業者は、この事業で固定された家具等の転倒等による損害が生じた場合でも、一切の責めを負わないこと。

様

島田市長



家具等転倒防止事業実施（不実施）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった家具等転倒防止事業について、次のとおり決定したので通知します。

決定の内容	実施 ・ 不実施	
実施の場合	取付け業者	
	事前に取付け業者から連絡がありますので、施工内容を説明し、及び日程調整を行ってください。	
不実施の場合は、その理由		

（取付けの条件）

- 1 取り付ける金具等の単位は、一の家具に転倒防止のために必要な金具等の総数を 1 組とし、1 世帯につき 3 組までとする。また、テレビ等を固定する専用のバンドその他の特殊な金具等が必要となる場合は、申請者が自費により準備すること。
- 2 借家を明け渡す際には、この事業で取り付けた金具等の取外しを申請者が行うこと。
- 3 市及び取付け業者は、この事業実施後の苦情や紛争に対して、一切の責めを負わないこと。
- 4 市及び取付け業者は、この事業で固定された家具等の転倒等による損害が生じた場合でも、一切の責めを負わないこと。

（注意事項）

- 1 金具等を取り付ける家具や電機製品の周囲は、取り付けやすいように整理をしておいてください。
- 2 取付けは、島田市が委託した者が行います。島田市が交付した身分証明書で確認してください。
- 3 実施を決定した場合でも、家屋の状況により金具等の取付けができないことがあります。

様式第3号（第8条関係）

家具等転倒防止事業完了報告書

年 月 日

島田市長

取扱い業者  
代表者名



次のとおり事業が完了したので報告します。

取 付 け 業 者 記 入 欄	1 整理番号			
	2 施工者			
	3 完了年月日	年	月 日	
	4 完了世帯	住 所		
		世帯主氏名		
5 固定した家具等の種類等	固定家具名	家具固定部品名		
	(1)			
	(2)			
	(3)			

申 請 者 記 入 欄	本事業の完了を確認いたしました。	年 月 日
	住 所	
	氏 名	印

市 記 入 欄		所属長印

様式第4号（第9条関係）

身 分 証 明 書	
写    真	下記の者は、本市が転倒防止金具等の取付けを委託した者であることを証明する。
	名 称 所在地 氏 名
	交 付 年 月 日 有効期限 年 月 日
	島田市長 <span style="float: right;">印</span>

(注) 縦5.4センチメートル  
横8.7センチメートル

様式第 1 号 (第 6 条関係)

(令 4 告示102・一部改正)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

(令 4 告示102・一部改正)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

(令 4 告示102・一部改正)